

補助金調書

補助金名	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金 (認可外保育施設従事者の保育士資格取得に対する補助金:要綱第3条(1), 要綱第5条(1)①)			担当課 (連絡先)	こども未来局指導監査課 (TEL 092-711-4262)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	認可外保育施設 小規模保育事業所等	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	通年		
(公募の場合) 応募要件	保育士資格を有していない保育従事者で保育士資格取得を希望する者が勤務する認可外保育施設等、小規模保育事業所等				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	14	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	対象施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	対象施設における保育従事者等の保育士資格取得を支援し、保育の質の向上と、当該保育施設が認可保育所に移行すること等により、保育士の確保を図ることが期待できるため、今後も本補助金を継続して実施する必要がある。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】(別表の1) ・養成施設卒業により資格取得の場合 養成施設の受講等経費の1/2補助(上限300千円) ・保育士試験のすべてを免除され保育資格取得の場合 養成施設の受講等経費の1/2補助(上限100千円または200千円) ・代替保育従事者雇上費 1日8,040円				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	0 件	0 件	0 件	
	117 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	対象施設に対し、当該保育施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、保育士養成施設の受講料及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の費用を助成。				
補助金交付 による効果	対象保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するとことで、保育士の人材確保と保育の質の向上を図る。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金 (保育教諭のための幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する補助金:要綱第3条(2), 要綱第5条(1)②)			担当課 (連絡先)	こども未来局指導監査課 (TEL 092-711-4262)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	認定こども園 認定こども園移行予定施設		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		通年	
(公募の場合) 応募要件	幼稚園免許状を有する者で保育士資格取得を希望する者が勤務する認定こども園、認定こども園移行予定施設				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	13	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図る。				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援し、保育教諭を確保することにより、認定こども園へ移行する園の増加が期待できるため、今後も本事業を継続して実施する必要がある。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】(別表の2) ・養成施設卒業により資格取得の場合 ・養成施設の受講等経費の1/2補助(上限100千円) ・代替保育従事者雇上費 1日8,040円				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 142千円	0件 0千円	0件 0千円	0件 0千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設に対し、当該施設に勤務している幼稚園免許を有する者が、保育士資格を取得するために要した養成施設等の受講料等及び代替として雇い上げた幼稚園教諭の雇用経費の助成。				
補助金交付 による効果	認定こども園や認定こども園への移行を予定している施設に対し、保育士資格取得を支援することにより、保育教諭を確保する。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金 (幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する補助金:要綱第3条(3))			担当課 (連絡先)	こども未来局指導監査課 (TEL 092-711-4262)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	個人		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		通年	
(公募の場合) 応募要件	保育士資格を有していない幼稚園教諭免許状を有する者				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	13	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例を活用した保育士資格取得を支援し、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	子ども・子育て新制度における特例制度を利用することで、保育士資格を取得するために要する時間等が軽減され、また本事業を利用することで受講料の1/2を助成されることにより、保育士の増加を図ることが期待できるため、今後も本事業を継続して実施する必要がある。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】(別表の3) 養成施設の受講等経費の1/2補助(上限100千円)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 50千円	0件 0千円	0件 0千円	0件 0千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	幼稚園教諭免許状を有する特例対象者又は、当該特例対象者が勤務する施設に対し、保育士資格取得に要した養成施設校の受講料等の費用を助成。				
補助金交付 による効果	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することで、保育士の人材確保と保育の質の向上を図る。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金 (保育所等従事者の保育士資格取得に対する補助金:要綱第3条(4), 要綱第5条(1)③)			担当課 (連絡先)	こども未来局指導監査課 (TEL 092-711-4262)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	私立保育所、認定こども園、認定こども園移行予定施設、乳児院、児童養護施設		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		通年	
(公募の場合) 応募要件	保育士資格を有していない保育従事者で保育士資格取得を希望する者が勤務する私立保育所、認定こども園、認定こども園移行予定施設、乳児院、児童養護施設				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	13	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例を活用した保育士資格取得の支援、および保育士資格を取得していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	本事業を利用することにより、受講料の1/2の助成を受けることができる。保育士の増加と保育の質の向上につながることを期待できるため、今後も本事業を継続して実施する必要がある。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】(別表の4) ・養成施設卒業により資格取得の場合 養成施設の受講等経費の1/2補助(上限300千円) ・保育士試験のすべてを免除され保育資格取得の場合 養成施設の受講等経費の1/2補助(上限100千円または200千円)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 50千円	0件 0千円	0件 0千円	0件 0千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	保育所、認定こども園、認定こども園の認定を目指す幼稚園、乳児院、及び児童養護施設に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有さない保育従事者が、保育士資格を取得するために養成施設校で要した受講料等の費用助成。				
補助金交付 による効果	対象保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するとことで、保育士の人材確保と保育の質の向上を図る。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金 (保育教諭のための保育士資格を有する者の 幼稚園教諭免許状に対する補助金:要綱第3 条(5), 要綱第5条(1)④)			担当課 (連絡先)	こども未来局指導監査課 (TEL 092-711-4262)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	認定こども園 認定こども園移行予定施設	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	通年		
(公募の場合) 応募要件	保育士資格を有する者で幼稚園免許状取得や免許状更新を希望する者が勤務する認定こども園、認定こども園移行予定施設				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	13	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、保育士資格を有する者の幼稚園免許状取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図る。				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する 理由	保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得や免許状更新を支援し、保育教諭を確保することにより、認定こども園へ移行する園の増加が期待できるため、今後も本事業を継続して実施する必要がある。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】(別表の5) ・大学等受講料等の1/2(上限100千円) ・代替保育士雇上費 1日当たり8,040円			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 93千円	0件 0千円	1件 42千円	0件 0千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している移設に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者が、幼稚園免許状を取得するために要した大学等の受講料等及び、代替として雇い上げた保育士の雇用費助成。				
補助金交付 による効果	認定こども園や認定こども園に移行を予定している施設に対し、幼稚園免許状取得、及び免許状更新を支援することにより、保育教諭を確保する。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金 (保育士資格試験により保育士資格を取得した者に対する補助金)			担当課 (連絡先)	こども未来局指導監査課 (TEL 092-711-4262)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	個人		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		通年	
(公募の場合) 応募要件	保育士試験合格後、市内の保育所等で保育士(地域限定保育士も含む)として勤務することが決まった者				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	令和8	年度	経過年数	0	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	試験受験のための学習に要した費用を補助することで、保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。				
補助金の終期	令和11	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 保育士試験受講講座の受講費の1/2補助(上限150千円)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 800千円	0件 0千円	0件 0千円	0件 0千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を助成。				
補助金交付 による効果	指定保育士養成校に通うことなく保育士試験による資格取得を目指す者の学習費用を助成することで経済的ハードルを下げ、子育て支援員等で施設に就労中の者も保育士資格取得を目指やすくなることで、保育士の人材確保と保育の質の向上を図る。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金(福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付要綱)			担当課 (連絡先)	こども未来局子育て支援部指導監査課 (TEL 711-4262 内線2205)		
交付先	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 団体	私立保育所、地域型保育事業者及び認定こども園		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期		11月			
(公募の場合) 応募要件	保育士及び配置に係る特例により保育士とみなすことができる看護師等が保育士等キャリアアップ研修(県指定研修含む)を受講するために、保育所等を設置運営する法人その他の団体の代表者又は個人が新たに代替職員を任用した場合にかかる任用経費を対象。						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	平成30	年度	経過年数	8	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	保育士等がキャリアアップ研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、施設における児童等の適切な処遇を担保するとともに、保育士等の処遇改善に必要な研修の円滑な受講を図ることを目的とする。						
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回		
終期を延長する理由	保育士等の代替費用を補助し、処遇改善等加算Ⅱの要件となっているキャリアアップ研修の受講を促すことで、処遇改善や保育の質の向上等に資することから、今後も事業を継続する必要がある。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input checked="" type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 保育士及び配置に係る特例により保育士とみなすことができる看護師等が保育士等キャリアアップ研修(県指定研修含む)を受講するために、保育所等設置者が新たに代替職員を任用した場合にかかる任用経費を対象とする。 日額 6,250円×勤務日数 ※公定価格に含まれると算定される日数を除く					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	30 件	20 件	17 件			
	2125 千円	1744 千円	1375 千円	675 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	保育士及び配置に係る特例により保育士とみなすことができる看護師等が保育士等キャリアアップ研修(県指定研修含む)を受講するために、保育所等を設置運営する法人その他の団体の代表者又は個人が新たに代替職員を任用した場合にかかる任用経費を助成。						
補助金交付 による効果	研修受講によって、保育の質の向上が図られているとともに、保育施設における保育士等の処遇改善がなされている。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。